平成２２年（フ）第９１５号
埼玉県川口市大字大竹262番地の９、旧住所埼玉県川口市大字安行原930番地の34　グリーンタウン安行東７―501
債務者　鶴見　明美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番16号ベルメゾンM―１　301
債務者　曽我　真弘
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３０号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番16号ベルメゾンM―１　301
債務者　曽我　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９３号
北海道苫小牧市春日町３丁目４番25号　ハイツまるいＮＯ144―101号
債務者　三浦　　章
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３１４号
北海道苫小牧市桜木町４丁目18番16号
債務者　嵐　　巖
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１９１号
福島県喜多方市関柴町平林字政所1606番地７
債務者　吉田勢津夫
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
福島県喜多方市関柴町平林字政所1606番地７
債務者　吉田　千文
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
新潟市西区松海が丘４丁目２番３号
債務者　小島　信洋
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５４号
新潟市中央区水島町７番22号　五十嵐アパート202号、前住所新潟市中央区水島町７番22号　五十嵐アパートＦ１
債務者　五十嵐　稔
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６１号
新潟市北区松浜本町２丁目12番20号
債務者　坂上　安弘
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８１号
新潟県新発田市三日市443番地12
債務者　早川　一宇
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１８２号
新潟県新発田市三日市443番地12
債務者　早川由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１８８号
新潟県胎内市新栄町３番12号
債務者　長谷川昭子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９１号
新潟県胎内市下高田1121番地５
債務者　河内　トク
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１９２号
新潟県胎内市下高田1121番地５
債務者　河内　道代
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２００号
新潟県新発田市舟入町２丁目５番21号　コーポ・ウイング101、前住所新潟県新発田市住吉町３丁目３番20号　ソレーユ住吉Ｂ101
債務者　本田　孝行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６０２号
愛知県江南市高屋町大師187番地　コーポ横山103号
債務者　竹松　龍三
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部